

県議会の政策決定の仕組み

政策の立案・提言と決定

政策の立案

県民の皆さんのご意見をもとに、政策をつくります。

❖ 議員提出条例の検討・提案

知事から提出された議案を審議するだけでなく、住民本位の立場から、県民福祉の向上に役立つ政策について、議員自らが条例を検討・提案します。

三重県議会では、15本の政策に係る議員提出条例を制定しており、最近における政策に係る議員提出条例には、次のようなものがあります。

三重県手話言語条例
平成28年6月30日議決

障がいの有無にかかわらず
誰もが共に暮らしやすい
三重県づくり条例
平成30年6月29日議決



「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を検討する特別委員会の様子

政策の提言

本会議や委員会を通じて、政策提言を行います。

❖ 本会議での代表質問・一般質問

❖ 委員会での審査・調査

議案・請願などの審査や、担当する分野に関する事項などの調査をします。

重要な議案などについては、参考人を招致し、関係者や学識経験者などから意見を聴きます。

これらの審査・調査を通じて、県当局に対し、政策提言を行います。



特別委員会での参考人招致の様子

政策の決定

予算や県の基本的な計画、条例の制定・改正など、県の重要な事項を決定します。

❖ 本会議での審議・議決



本会議の採決の様子

課題の把握と設定

課題の把握

県民の皆さんから広くご意見を伺ったり、調査したりします。

❖ みえ現場de県議会

❖ みえ高校生県議会

❖ 県内外調査

❖ 請願の審査

❖ 参考人の招致



平成30年度みえ現場de県議会の様子



平成30年度みえ高校生県議会の様子



県内調査の様子



課題の設定

特定の課題について、専門家の意見等も参考にして課題の設定を行います。

❖ 議員勉強会

県政を取り巻く諸課題の中から、特に知識の取得と議員間の知識の共有化を図っていくことが必要と思われるテーマを選定し、専門的知識を有する外部有識者等を招いた議員勉強会を、平成26年度から実施しています。

<令和元年度>

第1回
[SDGsへの自治体の関わり方]

第2回
[Society5.0と自治体について]



❖ 常任委員会における重点調査項目の設定

年度ごとに、重点的に調査する項目を設定します。

❖ 特別委員会の設置

特定の課題について調査するために設置します。令和元年度は「外国人労働者支援調査特別委員会」が設置されています。

それぞれの活動を相互に関連づけ
一つのサイクルとして動かしていくことにより
政策の質を高めていきます

政策の監視・評価

知事などの事務の執行について、監視・評価を行います。

❖ 本会議での代表質問・一般質問

❖ 文書による質問

本会議場での質問などの機会に加えて、文書による質問を行うことができます。



一般質問の様子

❖ 委員会での審査・調査

❖ 決算の審査・成果レポートの調査

決算審査や成果レポートの調査などを通じて、翌年度の県の経営方針や当初予算編成につなげます。



平成30年版成果レポートに対する知事への申し入れの様子

知事などによる
執行